

○流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年12月17日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、当該公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 管理を行わせる公の施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請の方法
- (4) 指定管理者に行わせる業務の範囲及び内容
- (5) 指定管理者に行わせる管理の基準
- (6) 指定管理者に行わせる管理の期間（以下「指定期間」という。）
- (7) 管理を行わせる公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (8) 指定管理者の選定の基準
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公募に関し市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請することができる団体の資格を有していることを証する書類
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書及び収支計画書（以下「事業計画書等」という。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査したうえ、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書等の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が別に定める事項

2 市長は、前条の規定による申請がなかった場合又は前項の基準を満たす団体がなかった場合においては、当該公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる市が出資している法人又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長は当該団体と協議し、前条各号に規定する書類の提出を求め、第1項各号に掲げる基準に照らし、総合的に判断を行うものとする。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、前条の規定による指定管理者の候補者の選定を行ったときは、速やかにその結果を第3条の申請をした団体に通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するとともに、指定した団体に対し、指定管理者に指定した旨の通知をするものとする。

(協定の締結)

第7条 前条の規定により指定管理者の指定を受けた団体は、市長と当該公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項
(業務等報告の聴取等)

第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず管理の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとし、その旨を告示するものとする。

3 第1項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害に対しては、市はその責めを負わない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により

その指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（教育委員会の公の施設への適用）

第13条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から前条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とそれぞれ読み替えるものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（流山市情報公開条例の一部改正）

2 流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の情報公開）

第37条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が行うこととなった公の施設の管理に関する業務について、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 実施機関は、指定管理者が保有する公の施設の管理に関する情報であって、実施

機関が保有していないものについて開示請求があったときは、当該指定管理者に対して当該情報を実施機関に提出するよう求めるものとする。

- 4 指定管理者は、前項の規定により情報の提出を求められたときは、速やかに、これに応じるよう努めるものとする。

附 則（令和4年12月20日条例第22号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。